

○川上村自然保護環境保全条例
昭和51年1月31日条例第3号
改正
平成25年12月17日条例第20号
川上村自然保護環境保全条例

われわれが祖先から受けついで貴重な自然を守り、自然と生活の調和のとれた環境保全を村政の基本とし、住民が健康で明るく住み良い生活ができるようこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）及び関係法令によるほか、本村の自然を保護し、及び生活環境を保全するについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 村内に住所を有する者又は一時的に村内に滞在する者若しくは村内を旅行中の者をいう。
- (2) 自然環境 自然資源（山岳、けい谷、河川、森林等）又は景観をいう。
- (3) 生活環境 人が生活するに必要な諸条件並びに人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境をいう。
- (4) 事業者 村内において開発行為を行う事業主体をいう。

(村の責務)

第3条 村はこの条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 自然の保護及び環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図ること。
- (2) 土地の利用計画の策定及び開発行為の調整を図ること。
- (3) 自然の保護及び環境の保全に関する調査及び研究に関すること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、前条に規定する村の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動するに当たっては、村の定める事項を遵守し、自然の保護及び環境の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 住民等は、村が行う施策に協力するとともに、自然の保護及び環境の保全に努めなければならない。

(基準の作成等)

第6条 村長は、自然の保護及び環境の保全を図るため、次の各号に掲げる基準を定めなければならない。

- (1) 水資源の開発及び地下水の利用に関する基準
- (2) 自然環境、生活環境の保護保全に関する基準
- (3) その他村長が必要と認める基準

2 村長は、前項の規定による基準を定めようとするときは、川上村自然保護環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 村長は、第1項の規定による保護保全基準を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(基準の遵守)

第7条 事業者及び住民等は、前条第1項に規定する基準を遵守しなければならない。

(動植物の指定)

第8条 村長は、保護すべき動植物を指定することができる。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の指定について準用する。

3 事業者及び住民等は、第1項で指定された動植物を保護しなければならない。

(開発行為の届け出)

第9条 村内において、次の各号に掲げる開発行為（第1号、第2号、第4号及び第5号については、その種類及び規模が、規則で定める基準を超えるものに限る。）を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに規則で定めるところにより、村長に届け出なければならない。ただし、村長は自然の保護及び環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 建築物、その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- (3) 地下水の取水施設の設置
- (4) 土石類の採取
- (5) 植物の採取
- (6) 騒音又は粉じん等を発生する施設の設置

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、公共又は公益を目的として、同項の規定による開発行為をしようとするときは、同項の届け出を要しない。この場合において当該国又は地方公共団体は、同項の規定による届け出の例により、あらかじめ村長と協議しなければならない。

3 第1項の規定は、法令の規定により、許可等を受けて行う行為、通常の管理行為、軽易な行易、その他の行為等で、規則で定めるものについては適用しない。

(協定の締結)

第10条 事業者は村内において、次の各号に掲げる開発行為（第1号から第3号までについては、その規模が規則で定める基準を超えるものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ村長と、第6条第1項の規定による基準に適合した協定を締結しなければならない。

- (1) 宅地の造成
- (2) 車道の開設
- (3) ゴルフ場の造成
- (4) 別荘団地の造成
- (5) 地下水の取水施設の設置
- (6) その他村長が必要と認めた開発行為

2 村長は前項の規定により、協定を締結しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

(協定の履行)

第11条 事業者は前条の規定により、締結した協定を忠実に履行しなければならない。

(履行の確保)

第12条 村長は自然の保護及び環境の保全に必要ながあると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 村長は第10条の規定により、協定を締結したときは、当該協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる事業者に対して、当該協定の履行の確保について、期限を定めて必要な措置をとらなければならない。

(開発行為の禁止等)

第13条 村長は、第9条第1項の規定による届け出があった場合において、自然の保護及び環境の保全のために必要があると認められるときは、その届け出をした者に対して、その届け出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然の保護及び環境の保全のため、必要な限度において、その届け出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入調査)

第14条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして開発行為地域内に立入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況等を調査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会)

第15条 川上村の自然の保護及び環境の保全に関し、重要な事項を調査審議するため、村長の諮問機関として、審議会を置く。

(任務)

第16条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて、調査審議する。

- (1) 第6条に規定する基準に関する事項
- (2) 第10条に規定する協定の締結に関する事項
- (3) 前2号に規定するもののほか、村長が必要と認めた事項

(組織及び任期)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 村議会議員 4人以内
- (3) 各地区代表者 8人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を総理し、これを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(苦情及び紛争の処理)

第20条 自然の保護若しくは環境の保全に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、村長に対し、苦情又は紛争のあっ旋若しくは調停の申し立てをすることができる。

2 村長は、前項の規定による申し立てがあったときは、速やかに実状を調査し、解決に努めるものとする。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

(罰則)

第22条 第13条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項の規定に違反して、届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者

(2) 第14条第1項の規定による立入り調査を拒み、妨げ又は忌避した者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第15条から第19条までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例第9条第1項の規定は、昭和51年4月1日において、現に開発行為に着手している者について準用する。この場合において、同項中「行おうとする者」とあるのは、「行っている者」と、「当該行為に着手する日の30日前までに」とあるのは、「施行の日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

附則（平成25年12月17日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。